

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■入札公告

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
1	入札公告	予定価格			1	(5)					敷地外周斜面の面積がかなり大きく、予定価格の内訳として当該部分の植栽管理等に見込んでいる金額をお教え願います。	予定価格の内訳の公表は行いません。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■入札説明書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
1	入札説明書	本事業の基本方針	2	I	4						基本方針のところ、SDGsの達成について記載がありますが、様式集や落札者決定基準には具体的な評価・提案項目がありませんが、宜しいでしょうか。	SDGsの趣旨も踏まえてご提案ください。
2	入札説明書	維持管理業務	3	I	5		③	(ウ)			(a) 建築保守管理・修繕業務(外構等を含む)とありますが、要求水準書(修正履歴あり)のP.41には外構等を含むに取消し線が引かれていることから誤りではないでしょうか。	要求水準書の見出しにおいて、丸カッコ文言を記載した見出しと記載していない見出しが混在していたため、体裁を統一し、「2 建物保守管理・修繕業務」の丸カッコ文言は削除しましたが「(外構等も含む)」ことに変更はありません。
3	入札説明書	事業の実施スケジュール(予定)	4	I	5		⑦				本事業の開発許可はかからないという前提でのスケジュールと考えて宜しいでしょうか。	「実施方針等に関する質問に対する回答」のうち、「要求水準書への質問に対する回答」のNo.13もご参照ください。開発許可の要否は、計画の内容に基づいて担当部署(審査指導課)が判断します。事業スケジュールは、開発許可が必要な場合も想定してのスケジュールとしています。
4	入札説明書	構成企業等の明示	5	II	1	(2)					「構成企業がI1(5)③に記載の業務に当たらない場合は～」とありますが、該当箇所が見つかりません。何を指しておりますでしょうか。	入札説明書2頁 I 5③事業の範囲を示しています。入札説明書は誤記のため、修正します。
5	入札説明書	構成企業等の明示	5	II	1	(2)					本文に、「構成企業がI1(5)③の記載の業務～」とありますが、該当箇所がありませんので、「I 5 ③」と読み替えて質問させていただきます。FA業務やSPC管理業務を担う企業が、SPCから直接業務を受託し、かつ、出資する場合は「構成企業」という理解でよろしいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。ご理解のとおりです。
6	入札説明書	入札参加者の変更及び追加	5	II	1	(5)	①				市は、参加資格確認基準日以降に入札参加者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認める時はとあるが、「やむを得ない」具体例をご教示下さい。	たとえば、構成員が関係部門を他社に譲渡するようなケースが想定されます。申請内容に基づき、個別具体的に判断します。
7	入札説明書	維持管理業務を行う者	8	II	2	(2)	④	ア			令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登載とありますが、本名簿登載後に会社の商号変更をした場合、入札参加申請時に変更情報が記載された登記簿謄本(現在事項全部証明書等)を提出すればよろしいでしょうか。	ご質問のとおり、令和4年度茨木市入札参加資格者名簿登載後に会社の商号変更をした場合、入札参加申請時に、変更情報が記載された公的な書類(登記簿謄本等)を提出してください。
8	入札説明書	運営業務を行う者	8	II	2	(2)	⑤				運営業務を行う者の参加資格として「3,000食以上の施設の運営業務の実績」とあります。これはPFIによる事業の受託実績でもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	入札説明書	入札予定価格	16	IV	3						提案用基準金利について、応募者間で齟齬のないよう何月何日時点の金利を採用すればよいか公表して頂けませんでしょうか。	令和4年5月23日(月)、入札参加資格審査結果の通知日とします。
10	入札説明書	事業者が行う業務	18	VI	2						本文に、「事業者が行う業務は、I(5)③事業の範囲及び要求水準に示す通りとする」とありますが、正しくはI 5 ③という認識でよろしいでしょうか。	No.4の回答をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)				
11	入札説明書	事業者の収入	19	VI	5	(イ)						支払い年4回について、開業準備に関わる対価も含まれていますが、開業準備費は一括支払いではないでしょうか。	ご理解のとおり、開業費(施設引き渡しまでに要したSPC設立運営費など)は、全額引き渡し後に一括して支払います。
12	入札説明書	入札書類	22	VIII	1							入札参加資格確認書類に記載する会社情報は、令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登録している会社情報という認識でよろしいでしょうか。	提出時点の会社情報を記載してください。令和4年度茨木市入札参加資格者名簿に登録している情報と変わっている場合は、担当部署(契約検査課)にて登録情報の変更手続きを行ってください。変更手続きが入札参加表明書の提出に間に合わない場合は、入札参加申請時に、変更前後の情報が分かる公的な書類(登記簿謄本等)を、提出してください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■要求水準書

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)		
1	要求水準書	業務内容	2	I	2	(2)	①	(ア) (ウ)	(f) (e)	「運営備品調達」「運営備品保守管理・修繕」とありますが、運営備品の定義は何でしょうか。具体的に何を指しますか。	要求水準書Ⅱ9(2)運営備品調達業務に記載の事項をご参照ください。
2	要求水準書	遵守すべき法令等	3	I	2	(3)				本給食センターは特定工場の業種には該当せず、工場立地法の対象にはならないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	要求水準書	前提条件表Ⅰ-2	7	I	3	(1)				西側と東側両方の事業用地で水を使用する場合、配管が道路横断する必要がありますが、水の引込みは1本としてよろしいでしょうか。または、両敷地に各1本引込が必要でしょうか。	水の引込みを1本とするか、両敷地に各1本とするかは、事業者の提案に委ねます。1本とする場合の、公道下の管路埋設の可否、公道を跨ぐ水道ホース使用の可否等は、担当部署(水道部)に直接お問合せください。
4	要求水準書	前提条件	7	I	3	(1)		イ		本文に、「東側敷地は、駐車場として運用を想定している」とありますが、ここで定義する駐車場とは、Ⅱ設計・建設業務2設計要求水準④外構計画にあります、ウ構内通路、駐車場、駐輪場等に定義する駐車場であり、配送車両車庫は別定義の認識でよろしいでしょうか。	東側敷地の駐車場については、配送車両車庫も可とします。事業者の提案に委ねます。
5	要求水準書	前提条件表Ⅰ-3	7	I	3	(1)				表Ⅰ-3に公共下水道へ接続とありますが、下水道整備状況がわかる資料をお示しいただけませんでしょうか。	下記URLのWebサイト「いばなびマップ」の「下水道情報」から、下水道整備状況をご覧いただけますので、ご利用ください。 <a href="https://www2.wagmap.jp/ibanavi/Portal">https://www2.wagmap.jp/ibanavi/Portal</a>
6	要求水準書	前提条件表Ⅰ-3	7	I	3	(1)				上水道管の設置について、工事に関する役所協議を現時点で行うことは可能でしょうか。	協議を行うことは可能です。担当部署(水道部)に直接お問合せください。
7	要求水準書	前提条件表Ⅰ-3	7	I	3	(1)				下水道の負担金については、「施設平面図」より、宅内汚水桝への引込みが既に完了していることから、発生しないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、下水道の負担金は不要です。
8	要求水準書	学校給食の状況等	8	I	3	(2)				光熱水費想定や省エネ試算の根拠となる給食の実施日数ですが、年間200回程度を想定する。とありますが各学期の合計は198回と記載があります。年間200回を条件として宜しいでしょうか。	入札説明書19頁に記載の入札時算定年間給食提供食数のとおり、最大198回を条件としてください。
9	要求水準書	学校給食の状況等	8	I	3	(2)				標準的な実施日は200日程度とのことですが、入札説明書19項で、入札時算定用の年間提供日数は198日となっております。営業日数に差異がありますが、上振れした場合に係る費用は市側にて負担頂ける理解で宜しいでしょうか。	入札説明書19頁に記載の入札時算定年間給食提供食数のとおり、最大198回を条件としてください。上振れした場合に係る費用は、ご意見のとおり、市負担とします。
10	要求水準書	敷地内ゾーニング計画 除害施設	10	Ⅱ	2	(1)	①	ア		「除害施設」とあります。以後、「除害施設」「厨房除害施設」と二つの言葉が出てきますが、いずれも同じものを指すと考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
11	要求水準書	表Ⅱ-1 主要諸室の 一覧 付帯施設	11	Ⅱ	2	(1)	②				表Ⅱ-1にある「付帯施設」(ほかに19ページ表Ⅱ-10、41、46ページ)と目次、38、44ページにある「付帯施設」は同じものを指していますか。	ご理解のとおりです。要求水準書を修正します。
12	要求水準書	表Ⅱ-1 主要諸室の 一覧	11	Ⅱ	2	(1)	②	エ			事務エリア、市専有部分に備蓄倉庫(災害用)を求められていますが、災害時の作業性を考慮し、給食エリア、非汚染作業区域に設けることは可能でしょうか。	事業者の提案に委ねます。
13	要求水準書	表Ⅱ-1 主要諸室の 一覧	11	Ⅱ	2	(1)	②	エ			事業者用便所と共用部分の便所を兼用できるものと考えてよろしいでしょうか。	共用部分の便所は市職員、来客者も使用する便所としています。共用部分の便所を事業者用便所と兼用することは可能ですが、必要な数の便所を設置してください。
14	要求水準書	皮むき室	14	Ⅱ	2	(3)	①	エ	(b)		野菜下処理室とはパススルーとするとありますが、前日入荷の作業性を考慮し、下処理室とはパススルーしない計画でも宜しいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
15	要求水準書	米荷受室	14	Ⅱ	2	(3)	①	イ			米荷受室は、運用上問題なければ米荷受室と米庫を兼用の室で計画してよいですか。	ご提案の計画も可としますが、米庫は、適切な温度・湿度管理ができ、虫や砂塵等が入らないよう配慮した計画としてください。
16	要求水準書	荷受室	14	Ⅱ	2	(3)	①	イ	c)		「野菜類荷受室、肉・魚荷受室及び米荷受室の3室を設置する」とのことですが、調味料や添物(ジャム、ふりかけ等)はどの部屋で荷受する想定でしょうか。また、事業者の提案で別途部屋を設けることは可能でしょうか。	調味料や添物の荷受をどの部屋で行うかは、別途部屋を設けることも含めて、事業者提案に委ねます。
17	要求水準書	荷受室	14	Ⅱ	2	(3)	①	イ	d)		添物(ジャム、ふりかけ等)の荷受けを行うとありますが、添物は野菜類荷受室で荷受けを行うのでしょうか。コンテナプールゾーンに添物用検収・仕分室を設ける場合は、室に隣接した専用荷受室で荷受けを行うという理解でよろしいでしょうか。	一点目について、添物の荷受けをどの部屋で行うかは、事業者の提案に委ねます。 二点目について、添物の荷受室をどの位置に設けるか、また添物専用の荷受け室とするかどうかは、事業者の提案に委ねます。
18	要求水準書	荷受室	14	Ⅱ	2	(3)	①	イ	f)		砂塵の巻き上げ防止のために床スリットを設けることとありますが、エアカーテンの納まりとスリットを同一か所に設置することが困難かと存じます。スリットとはどのようなものを想定されているのでしょうか。	食料搬入口は、外部からの虫・砂塵等の侵入を防止するよう構造としてください。床スリットについては、通常想定される床スリットですが、同一箇所に設けるかは事業者の提案に委ねます。
19	要求水準書	揚物・焼物・ 蒸し物調理室	15	Ⅱ	2	(3)	①	チ	a)		実施方針等に関する質問に対する回答No.55に重ねてのご質問です。一日のメニューで焼物・蒸し物献立の重複もないとの認識で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。次のような献立の重複はありません。 ・A献立で焼物、B献立で蒸し物 ・A献立で焼物、B献立で焼物 ・A献立で蒸し物、B献立で蒸し物 ・A献立で揚げ物、B献立で揚げ物

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)		
20	要求水準書	添物用検収・仕分室	15	II	2	(3)	①	ネ	(a)	「配送・コンテナプールゾーン」に設置することも可とする。とありますが、食材荷受口側から荷受けする場合、専用の部屋を設けず、他の検収室等と兼ねることは可能でしょうか。	添物の荷受は、他の荷受室と兼ねても構いませんが、添物の検収と仕分けを行う室は、非汚染作業区域に分類しているため、汚染作業区域の検収室と兼ねることは不可とします。 要求水準書14頁、II 2(3)①ウの「b) 添物(ジャム、ふりかけ等)の仕分けを行う。」は誤記のため、削除します。
21	要求水準書	非汚染作業区域前室	17	II	2	(3)	①	ミ	b)	非汚染作業区域への入口と出口は別に設け、非接触スイッチ等の自動扉とするとありますが、出口側は非接触スイッチ等の自動扉を設置しない運用でも問題ないでしょうか。	要求水準書に記載のとおりとします。
22	要求水準書	機械室・電気室・ボイラー室	18	II	2	(3)	②	シ		電気室は、「室」とする必要があるでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
23	要求水準書	防火水槽	19	II	2	(3)	②	ネ		防火水槽の容量に関して、消防本部との協議は現段階で行って宜しいでしょうか。	協議を行うことは可能です。担当部署(予防部)に直接お問合せください。
24	要求水準書	警備設備	21	II	2	(4)	①	ク	c)	「自動録画が可能なシステム」とありますが、自動録画とはどのような機能を想定していますか。	要求水準書II 2(4)①クb)及びc)に記載のとおりです。
25	要求水準書	給水・給湯設備	22	II	2	(4)	②	ウ	a)	40～50℃程度のお湯ができる設備を配置する。となっておりませんが、50℃まで昇温可能な設備で、温度調整が可能であれば良いと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	要求水準書	給水・給湯設備	22	II	2	(4)	②	ウ	a)	80℃以上の熱湯を供給する件に関して、職員の火傷への対策はどのように想定されているかお示ください。	市と事業者の責任分担は、事業契約書(案)に示すとおりで、負担すべきリスクを想定した上で提案を行ってください。
27	要求水準書	排水設備	23	II	2	(4)	②	オ	a)	グリストラップを介する等して除害施設に接続するとありますが、グリストラップの設置は必須ではないと理解でよろしいでしょうか。	「実施方針等に関する質問に対する回答」のうち、「要求水準書への質問に対する回答」のNo.91の回答もご参照ください。 グリストラップの有無は事業者の提案に委ねますが、関係法令等に定められている排水基準は遵守してください。
28	要求水準書	収納設備	24	II	2	(4)	③	イ	b)	爪ブラシが殺菌できる収納設備とありますが、爪ブラシ用の殺菌庫が必要になるという理解でよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
29	要求水準書	調理設備における基本的要件	24	II	2	(5)	①	ア		「調理設備・厨房設備は～」とありますが、厨房設備については以降記載がありません。調理設備と厨房設備を分けている場合定義づけをお願いします。	ご指摘のとおり、「調理設備・厨房設備」は、「調理設備」の誤記です。要求水準書は、修正します。
30	要求水準書	冷凍庫・冷蔵庫	25	II	2	(5)	③	ア	f)	経時変化を記録できる機器とするとありますが、温度記録は、庫外で直読したものを、調理員が記録するという解釈でよろしいでしょうか。	記録方法は事業者の提案に委ねます。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)		
31	要求水準書	回転釜	25	II	2	(5)	③	オ	e)	掃除用のホース接続口を、カプラ式にて給水・給湯それぞれ設けるとありますが、一般的な給水のみでも宜しいでしょうか。	給水のみとすることも可能です。
32	要求水準書	コンテナ洗浄機	26	II	2	(5)	③	シ	b)	エアブローや加熱などにより、水滴が確実に除去できる機器とする。と記載されておりますが、エアブローや加熱などの機能をつけては、水滴を除去しますが100%水滴はを除去できないことをご理解ください。	ご指摘のとおり、要求水準書の内容を一部を修正します。
33	要求水準書	建設業務及びその関連業務に伴う各種申請等の業務 ・ 工事監理業務	29	II	6・7					設計変更が生じた場合、設計費用が出るものと考えて良いでしょうか。また、同内容は事業契約書で取り交わすものと考えて支障ないでしょうか。	設計変更が生じた場合、設計費用が発生しますが、責任分担については、「実施方針 修正版」表1 リスク分担表(案)をご参照ください。 内容については、事業契約書で取り交わします。
34	要求水準書	表II-15 食缶仕様一覧 カゴ	32	II	9	(2)	①			パン、牛乳用のカゴは各クラス2個となっておりますが、生徒が持ち運びできる程度の大きさのカゴであれば、各クラス1個とすることは可能でしょうか。	パン、牛乳用のカゴは、要求水準書に記載のとおり、各クラス2個でご提案ください。
35	要求水準書	表II-15 食缶仕様一覧 パンカゴ	32	II	9	(2)	①			パンカゴを調達するにあたり、想定しているカゴのサイズをご教授いただけないでしょうか。	生徒の持ちやすさも考慮した上で、事業者にてご提案ください。
36	要求水準書	トレイ	33	II	9	(2)	②	イ		学校長検食用個人トレイ1枚を使用するとありますが、トレイのサイズや材質等は表II-17食器仕様一覧に記載の長方形トレイと同様との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
37	要求水準書	配膳室什器・備品、消耗品	34	II	11	(1)				表II-18の配膳室什器・備品、消耗品一覧の本文に「必要な数量を各学校配膳室に納入する」とありますが、ここで定義する必要な数量とは事業者提案に委ねるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	要求水準書	開業準備業務	36	III	1	(1)				開業準備期間中の光熱費も市の負担という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	要求水準書	開業準備業務	37	III	2	(8)				「～V5に従い、処理を行う。」とありますがV5「運営業務」に記載の廃棄物の処理と同様の処理を行うという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
40	要求水準書	建物保守管理・修繕業務	41	IV	2					2 建物保守管理・修繕業務の小見出しから、(外構等も含む)が消されていますが、本文中では外構等も含む内容となっています。一方で、後段の「4 付帯施設保守管理・修繕業務」も新設されています。すみわけの考え方をご教示ください。	見出しにおいて、丸カッコ文言を記載した見出しと記載していない見出しが混在していたため、体裁を統一し、「2 建物保守管理・修繕業務」の丸カッコ文言は削除しましたが「(外構等も含む)」ことに変更はありません。 「4 付帯施設保守管理・修繕業務」は、要求水準書に記載した付帯施設の保守管理・修繕業務を示しています。 No.42の回答もご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
41	要求水準書	表IV-2 設備別 維持管理 要求水準内容	42	IV	2	(3)	⑦				構内道路、歩道、通路、駐車場、縁石、門扉、フェンス等の項目は同水準書P.44の「4. 付帯設備保守管理・修繕業務」に該当する項目という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	要求水準書	建物保守管理・ 修繕業務	44	IV	4						「4 付帯施設保守管理・修繕業務」について新設されており、「事業者により設置された付帯施設」が対象とされています。「事業者により設置された」というのは、要求水準上、事業者による任意提案とされている付帯施設の理解でよいでしょうか。(東側敷地への駐車場整備など?)	要求水準書に記載されている付帯施設及び事業者により提案された付帯施設のすべてを含みます。
43	要求水準書	運営業務にお ける基本的な 考え方	50	V	1	(1)					市が行う業務に検収業務がございます。事業者は食材検収補助業務であるため、当該業務を通じて発生した事象のリスクは市側との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	要求水準書	食材納品	53	V	2	(1)	①	ア			食材の納品車両の大きさは最大何トン車を想定しておりますでしょうか	他市の同規模の給食センターへの納品車両と同程度の想定です。
45	要求水準書	調理業務にお ける基本事項	54	V	2	(2)	③	カ			包丁、まな板、温度計等は食品が替わるごとに洗浄・消毒し使用するとあります。消毒に関しては、どの程度の消毒を想定しているのでしょうかご教示下さい。	たとえば、アルコールのスプレー消毒を想定していますが、事業者の提案に委ねます。
46	要求水準書	調理業務にお ける基本事項	54	V	3	(2)	③	キ			直接手で触れる部分は、取り扱い食材が替わるごとに洗浄・消毒するとありますが、例えばスライサーのカバー等も消毒するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
47	要求水準書	炊飯業務	55	V	2	(2)	④	イ			混ぜご飯及び炊きこみご飯については、レトルト食品のような加工調理済みの具材を使用するとありますが、レトルト食品を使わずに本施設内で具材を調理する提案を行うことは可能でしょうか。	調理加工済みの具材を使用する想定ですが、ご質問に記載の提案を妨げるものではありません。
48	要求水準書	食べる機能に 配慮した給食 調理業務	56	V	2	(2)	⑪				食べる機能に配慮した食事の対応が必要な生徒が、アレルギー対応食提供者の可能性はありますでしょうか。また、可能性がある場合の調理はアレルギー対応調理室にて行う想定でしょうか	ご質問の可能性も考えられます。この場合の調理は、アレルギー対応調理室で行ってください。
49	要求水準書	食器・食缶等 洗浄業務	58	V	2	(6)		エ			消毒開始時間、温度等を記録するとあります。食器・食缶の消毒開始時間について機械管理を採用している場合はどのような対応を行えばよいでしょうか。	機械管理を採用する場合であっても、消毒開始時間、温度等を記録してください。機械により記録するのか、人の手で記録するのかは、事業者の提案に委ねます。
50	要求水準書	配送車両 調達業務	58	V	3	(1)					配送車両はリースにて調達することは可能でしょうか。また可能な場合、事業期間終了後の取り扱いは、事業契約書(案)第77条第3項に記載の通り、使用権を茨木市に移転する形でよろしいでしょうか。	リースでの調達が可能です。 ご理解のとおり、使用権を市へ移転することは可能です。
51	要求水準書	配膳等業務	59	V	4	(1)		ア			配送校では調理済食品、直送品等の保存食の採取・保存業務は無しの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■資料

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)			
1	資料2	造成工事 関係図一式 ・ 造成図									当該敷地の造成工事(盛土)を行った時期、経過期間、沈下量を御提示ください。	平成27年(2015年)10月6日に宅地造成に関する工事の許可通知を受け、令和2年(2020年)4月18日に宅地地盤面の仕上げを完了しています。 沈下量については不明です。
2	資料2	造成工事 関係図一式 ・ 造成図									当該敷地内の地盤面及び、前面道路の測量レベルを御提示ください。 また、同CADデータを御提示ください。	公開済み資料が全てです。「実施方針等に関する質問に対する回答」のうち、「資料への質問に対する回答」のNo.9もご参照ください。 CADデータについても提供していません。
3	資料2	造成工事 関係図一式 ・ 地下埋設物 構造図									縦集水樹底レベルは埋設されている集水管まで届いていないと見受けられますが、機能保持は必要でしょうか。	維持管理は不要ですが、施工時に破損しないようにしてください。
4	資料2	造成工事 関係図一式 ・ 地下埋設物 構造図									縦集水樹詳細図にコンクリート蓋の記載がありますが、現地で蓋は目視できませんでした。土被りのレベル若しくは、各ポイントの地盤レベルを御提示ください。現状から鑑みて、蓋を開けての点検は不要と考えて宜しいでしょうか。	土被りのレベル、各ポイントの地盤レベルは不明です。 ご理解のとおり、蓋を開けての点検は不要です。
5	資料9	災害時における 簡易給食等の 提供の想定に ついて									簡易給食の提供については、水道及び都市ガスを活用し本施設内の給食設備を使用して簡易給食の調理を行うということでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	資料10	各中学校にお ける提供食数の 将来推計									各校の学級数には特別支援学級も含まれているという認識で宜しいでしょうか。なお、含まれていない場合は学級数をご教示ください。	特別支援学級の生徒も、通常学級で喫食します。そのため、各校の学級数には特別支援学級の数は含まれていません。よって、別途、特別支援学級用の食缶等は不要です。
7	資料11	事務エリア 什器・備品リスト ・ 市職員用 事務室									市職員用事務室の机、椅子等の項目が適宜とありますが、これは要求水準書P.9(6)市の配置職員数にあります12名が利用できることを考慮した上での事業者提案でしょうか。 最低限必要な数量を定義いただくことは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。市の配置職員数12名が利用できることを考慮した上で、事業者によりご提案ください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■落札者決定基準

No	資料名等	項目	該当箇所								質問	回答	
			頁	I	1	(1)	①	(7)	(a)				
1	落札者決定基準		3									「構成員」と「構成企業」の用語の使い分けが曖昧な箇所が複数見られます。整理をお願いします。	ご指摘のとおりです。落札者選定基準の「構成員」と「構成企業」の用語を修正します。
2	落札者決定基準	表3 性能審査 加点項目の 評価基準	8	III		(3)						「維持管理運営期間中も日常継続的に実施する内容については、維持管理業務または運營業務に係る提案として記載すること」とありますが、具体的にはどのような項目のことでしょうか。例示でお示ください。(従業員研修など?)	開業準備期間中に行われる、要求水準書 I 2(2)(ウ)維持管理業務及び(エ)運營業務のことを示しています。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■様式集

No	資料名等	項目	質問	回答
1	様式集 (Word)		「構成員」と「構成企業」の用語の使い分けが曖昧な箇所が複数見られます。会社概要書や決算報告書は協力企業分は不要でしょうか。全体的に、用語の整理をお願いします。	会社概要書や決算報告書は、協力企業分は不要です。 ご指摘のとおり、落札者選定基準の「構成員」と「構成企業」の用語を修正します。 なお、この修正に伴い、「様式1-10 委任状(構成員→代表企業)」の備考欄の「構成企業」も「構成員」に修正しておりますが、この回答を公表する令和4年5月9日時点で、既に様式1-10の作成に着手いただいている場合は、修正前の旧様式のままご提出いただいても構いません。(ただし、委任状に構成企業・協力企業全ての記載・押印が必要であることには変わりありません。)
2	様式集 (Word)	入札参加資格確認書類作成要領 13~17	「13番会社概要書」以降の提出書類は両面コピーでよいでしょうか。有価証券報告書等膨大なページ数がある書類が含まれます。	提出書類は、両面印刷で構いません。
3	様式集 (Word)	入札参加資格確認書類作成要領 16,17	納税証明書の日付は入札公告日以降でしょうか。	入札公告日以降でお願いします。
4	様式集 (Word)	16 消費税及び地方消費税の納税証明書 (その1)又は (その3の3)	納税証明書(その1)又は(その3の3)の提出については、いずれか一方の提出で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	様式集 (Word)	17 茨木市税の納税証明書	茨木市に事務所がなく茨木市税の納税義務がなく、本社が東京都である場合には、都民税の納税証明書の提出で良いとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	様式集 (Word)	提案審査書類 作成要領	正本、副本ともに会社名等を記載してはならないということですので、正本・副本は同一の内容になるとの理解で宜しいでしょうか。	正本を原本とし、副本は原本の写しとします。正本は社名等明記版としてください。副本では社名やグループ名等が特定できるような記載は一切行わないようにしてください。もしくは記載した会社名等や押印を黒塗りするなどを行ってください。
7	様式集 (Word)	提案書	「規格の指定がある様式については、所定の位置に、…登録番号、様式No、書類名…」とありますが、VII-11備品リストやそれ以降の様式には、登録番号を記入するところしかありません。これらは登録番号のみ記入すればよいということでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	様式集 (Word)	提案書	「提案書には、金融機関名も含め、…記載を一切行わない」とのことですが、様式VIII-2に添付する金融機関等の関心表明等も、金融機関名を墨塗りなどで隠す必要がありますか。	関心表明書は社名等明記版として提出するものに添付してください。
9	様式集 (Word)	提案書	①様式VIII-2には金融機関等の関心表明などを添付すると思いますが、それ以外に、提案内容に関する添付書類を綴じることは可能でしょうか。 ②添付可能な場合、どのような書類でしょうか(例、地元企業の関心表明書、構成員企業の独自マニュアルなど)。 ③その場合、綴じる位置や両面印刷は事業者判断でよいでしょうか。	①補足資料は可能です。 ②ご理解のとおりです。 ③添付資料について、関心表明書等は社名等明記版として提出するものに添付してください。補足資料であることを分かるように、様式作成にご留意ください。両面印刷等は事業者の判断に委ねます。

No	資料名等	項目	質問	回答
10	様式集 (Word)	提案書	提案書において、添付資料(関心表明等)の提出は可能でしょうか。また、提出が可能な場合は両面印刷でも宜しいでしょうか、ご教示ください。	可能です。両面印刷で構いません。
11	様式集 (Word)	入札に関する 提出書類 様式0-1、0-3	様式0-1、0-3の前には表紙やインデックスは不要でしょうか。	ご理解のとおり、表紙やインデックスは不要です。
12	様式集 (Word)	入札に関する 提出書類 様式0-1、0-3	様式0-1、0-3には代表企業名や押印があります。しかし、一緒に綴じる提案書Ⅰ(事業計画提案書)は提出者を特定できるような記載はしないとの指定です。様式0-1、0-3は提案書Ⅰに綴じず単独で、1部またはコピーを含め2部程度を提出する方式にはできないでしょうか。	正本は原本とし、副本は原本の写しとします。正本は社名等明記版とし、副本では社名やグループ名等が特定できるような記載は一切行わないようにし、記載した会社名等や押印を黒塗りするなどを行ってください。
13	様式集 (Word)	提案書	指定された様式以外に、提案の内容を補足する資料を添付することは可能でしょうか。	No.9の回答をご参照ください。
14	様式集 (Word)	提案書	A3の様式については横折でなく、A3バインダーファイルに綴る形式とさせていただけないでしょうか。	A3の様式が多い提案書Ⅶ(計画図面等提案書)は、A3判ファイルに綴ることとしています。それ以外のA3の様式については、原案どおり、横折込としてください。
15	様式集 (Word)	提案書	様式ごとにインデックスを付けること(例Ⅰ-1)とありますが、インデックスを付ける作業が膨大なため、Ⅰ(事業計画提案書)、Ⅱ(施設整備提案書)毎にインデックスを付けることに変更していただけますでしょうか。	Ⅰ(事業計画提案書)、Ⅱ(施設整備提案書)毎にインデックスを付けることで構いませんが、提案書類の見やすさ、分かりやすさに配慮して作成ください。様式集を修正します。
16	様式集 (Word)	提案書	「各表紙」の所定の位置に登録番号及び通し番号をつけること。とありますが、所定の位置とは、全表紙で統一の位置に記載されていれば指定はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	様式集 (Word)	市長名	様式1-1、様式1-2のように(宛て先)が「茨木市長」となっているものは、市長の氏名を入れるのでしょうか。	「(宛て先) 茨木市長」のままで結構です。市長の氏名をご記入いただく必要はありません。
18	様式集 (Word)	様式1-11 委任状 (代表企業用)	代表企業の、代表者でない別の実務担当者が、入札書及び提案書を貴市へ持参する場合には、本様式の提出は必要という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
19	様式集 (Word)	様式1-12 暴力団対策に係る 誓約書	暴力団対策に係る誓約書は構成員(構成企業と協力企業の全社)が提出するという認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	様式集 (Word)	様式1-12 暴力団対策に係る 誓約書	誓約書は全部の企業(代表企業、構成企業、協力企業)の全社が提出するのでしょうか。	ご理解のとおりです。
21	様式集 (Word)	様式1-12 暴力団対策に係る 誓約書	「記」の3に「役員等の『氏名、フリガナ、生年月日、性別』を提出します」とありますが、その書式は任意で良いでしょうか。また、「役員等」の「等」に含まれるのは、具体的にどのような役職者を指しますか。	書式は任意で構いません。 「役員等」とは、取締役、会計参与、監査役、執行役または会計監査人をいいます(会社法第423条)。本事業に、本社ではなく、支社(営業所)等で参画いただく場合、様式自体は支社名(営業所名)、支社長名(営業所長名)で作成・押印いただくものになりますが、役員等の名簿については、本社の役員等をご提出ください。
22	様式集 (Word)	様式0-2-1 入札書	代理人が入札書を持参する場合で様式1-11の委任状(代表企業用)を持参して本様式を提出する場合には、代表企業欄の押印箇所と代理人の押印箇所の両方に押印して提出するという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	資料名等	項目	質問	回答
23	様式集 (Word)	提出書類一覧表 I-2	提案書 I-2の「事業継続に関する提案」にあります、参画企業のモチベーション維持のための方策とはどのような意図での設問でしょうか。	参画企業にそれぞれメリットが享受され、モチベーションの維持が図られることで、提供されるサービスの質が担保されるという意図です。
24	様式集 (Word)	提出書類一覧表 I-5	指定様式にて、表中、リスク項目が5つありますが、項目は適宜追加してもよろしいでしょうか。それとも変更しないほうがよろしいでしょうか。	項目は追加可能です。追加項目がある場合は、5つの項目の後に「その他リスク」として追加してください。なお、5つの項目の順は変えないようにしてください。
25	様式集 (Word)	提出書類一覧表 I-5	様式 I-5の「規格」について、「指定(共通)」とありますが、「指定(共通・一部指定)」の誤植でしょうか。	ご指摘の通り、「指定(共通)」は「指定(共通・一部指定)」の誤記のため、様式集を修正します。
26	様式集 (Word)	提出書類一覧表 I-5	「規格」欄の指定、指定(共通)、指定(共通・一部指定)、任意の定義を分かりやすく教えて下さい。これに関連するか分かりませんが、様式I-5は指定(共通)で様式I-6は指定(共通・一部指定)です。いずれも表がありますが、どのような違いなのでしょう。	・指定は、指定した様式を用いる ・指定(共通)は、共通様式を用いる ・指定(一部指定)は、項目指定など一部様式指定です。 No.25の回答もご参照ください。
27	様式集 (Word)	提出書類一覧表 I-6	市内企業の受託額について、あくまでも「SPCからの受託額」のみを記載することとし、「SPC→運営企業(市外企業)→再委託先(市内企業)」など、最終的に市内企業に発注する予定の金額は含めないという整理で宜しいでしょうか。	SPCからの受託額を記載してください。
28	様式集 (Word)	提出書類一覧表 様式 II-5	念のための確認ですが、ここでいう「立地特性」とは施設内のゾーニングといった程度の意味でしょうか。あるいは、事業用地周辺地域の立地上の特性ということでしょうか。	後者の「事業用地周辺地域の立地上の特性」です。
29	様式集 (Word)	提出書類一覧表 II-8	様式 II-8において、「調理員の割合変更」との記載がありますが、どのような提案を期待されていますでしょうか。落札者決定基準における評価視点にも記載がないため、ご教示ください。	食数変動に応じた、人件費等における柔軟な対応を期待しています。
30	様式集 (Word)	提出書類一覧表 様式 II-8	「光熱水費低減」とは、工事に伴う光熱水費低減でしょうか。あるいは、光熱水費低減のために、どのような施設を整備するかということでしょうか。	後者の「光熱水費低減のために、どのような施設を整備するか」という趣旨です。
31	様式集 (Word)	提出書類一覧表 様式 V-8	業務従事者の範囲を教えてください	センターの調理員や配送員、配膳員、パート職員など本事業におけるサービス提供に必要な従事者です。
32	様式集 (Word)	提案書 VII (計画図面等提案書)	調理設備配置図と調理設備リストの様式がありませんが、VII-10調理設備計画概要に、調理設備の配置図(機器No)を記載し、VII-11備品リストに調理設備の配置図(機器No)にリンクした調理設備リストを記載することによってよいですか。	ご理解のとおりです。
33	様式集 (Excel)	様式 VII-11 備品リスト	備品リストについて、配送車両も備品に含めるとの理解で宜しいでしょうか。	備品リストに含める必要はありません。
34	様式集 (Excel)	様式 IX-1 初期投資費見積書	配送車両の調達費についてはその他関連費に含めるとの認識でよろしいでしょうか。	初期投資費に含めず、運営費の配送・回収業務費に含めてください。 なお、配送車両の調達において、所有またはリースについては事業者の提案に委ねます。

No	資料名等	項目	質問	回答
35	様式集 (Excel)	様式 IX-3 維持管理費見積書 (内訳表)	項目には建物保守管理・修繕業務とありますが、括弧書きで(修繕、更新にかかる費用を除く。)とあります。項目に記載はあるが修繕費は除くということよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。保守管理業務費と修繕・更新に係る費用を様式IX-3と様式IX-5に分けてご記載ください。
36	様式集 (Excel)	様式 IX-3 維持管理費見積書 (内訳表)	修繕、更新に係る費用を除くと記載がありますが、各項目に修繕業務の記載があります。例えば建物保守管理・修繕業務については、建物保守管理業務の費用のみを記載すればよろしいでしょうか。また上記の場合、様式 IX-2 維持管理費見積書(年次計画表)との記載内容の違いについてもご教示頂ければと思います。	ご理解のとおりです。保守管理業務費と修繕・更新に係る費用を分けてご記載ください。 様式 IX-2 維持管理費見積書(年次計画表)は年度ごと、IX-3は総額を記載ください。なお、様式IX-2 維持管理費見積書(年次計画表)にも、「(修繕、更新に係る費用を除く。)」を追記します。 No.35の回答もご参照ください。
37	様式集 (Excel)	様式IX-7 運営費見積書 (内訳表)	維持管理運営期間中のSPC経費は、その他関連業務に計上すればよろしいでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
38	様式集	様式IX-8 開業準備費見積書	A4縦でしょうか横でしょうか。(ダウンロードしたものは横でした)	A4縦です。様式集(Excel)を修正します。
39	様式集 (Excel)	様式IX-9 固定料金・変動料金の 考え方	光熱水費・使用量のデータ管理等の「固定料金の考え方・含まれる内容」「変動料金の考え方・含まれる内容」につきまして、水光熱費は貴市の負担となっています。固定料金と変動料金につきましてどのような事を想定されておられますでしょうか。	事業者の提案に委ねます。
40	様式集 (Excel)	様式X-1 事業スケジュール	事業スケジュールについて、備考欄に令和4年12月～令和6年3月までのスケジュールとありますが、「令和7年3月」まででしょうか。	様式集(Excel)は誤記のため、修正します。令和4年(2022年)12月～令和6年(2024年)12月までのスケジュールを作成してください。

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■基本協定書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	条	1	(1)	①	(7)	(a)			
1	基本協定書 (案)	事業契約	4	第 6 条	8						<p>違約金の請求相手は乙と規定されていますが、基本協定書(案)前文に於いて、構成企業及び協力企業の総称または個別と定義されていることから、違約金債務は事業者ではなく帰責企業に属するものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。なお、第6条第11項に基づき、別途、特別目的会社に保証書を提出いただき、違約金の支払い義務を負担いただきます。</p>
2	基本協定書 (案)	特定目的会社 の設立	1	第 3 条		(2)					<p>特定目的会社の本店所在地は当該敷地内に設置することは可能でしょうか。</p>	<p>「実施方針等に関する質問に対する回答」のうち、「実施方針への質問に対する回答」のNo.22の回答もご参照ください。 特別目的会社の本店所在地を事業用地に置くことは可能です。ただし、本店所在地においては会社法その他の法令上必要な機能を有することが必要となりますので、事業用地への本店所在地移転時期については事業者においてご判断ください。</p>

入札説明書等に係る質問書に対する回答

■事業契約書（案）

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	章	節	条	1	(1)			
1	事業契約書 (案)	契約の保証	8	第1章		第13条				開業準備期間及び維持管理・運営期間においては、契約保証は不要との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	事業契約書 (案)	契約の保証	8	第1章		第13条	2			開業準備及び維持管理運営業務期間中の履行の保証は必要ないという理解でよいでしょうか。	No.1の回答をご参照ください。
3	事業契約書 (案)	契約の保証	8	第1章		第13条	2			各構成企業が各業務毎に保険契約を締結し、当該保険金額の合計額が保証額を上回っていることをもって履行保証保険契約の締結とみなされるでしょうか。	各保険契約において、保険金額が保証額を上回るように設定いただく必要があります。
4	事業契約書 (案)	本施設の設計	12	第3章	第1節	第21条	4			提出した基本設計図書にかかる貴市からの確認の通知は、書面での交付をお願いできますでしょうか。	ご質問のとおり、書面にて交付します。
5	事業契約書 (案)	本施設の設計	12	第3章	第1節	第21条	12	(1)		貴市にご負担を頂く、設計業務に起因して本施設の施行若しくは維持管理・運営業務が遅延したことに伴い生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	基本的にはご理解のとおりです。ただし、合理的な説明がなされない場合は、支払い対象とならない場合もあるため、ご注意ください。
6	事業契約書 (案)	本施設の建設	14	第3章	第2節	第24条	5	(1)		貴市にご負担を頂く、設計・建設業務(設計業務を除く)に起因して本施設の施行若しくは維持管理・運営業務が遅延したことに伴い生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
7	事業契約書 (案)	事前調査	15	第3章	第3節	第29条	4			貴市にご負担を頂く、本件土地に関する事前開示情報の誤謬に起因して本件工事が遅延したことに伴い生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答	
			頁	章	節	条	1	(1)				
8	事業契約書 (案)	事前調査	16	第3章	第3節	第29条	5				貴市にご負担を頂く、本件土地に関して事業者側にて合理的に予測できない土地汚染及び地中障害物等があったことに起因して本件工事が遅延したことに伴い生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
9	事業契約書 (案)	運営備品等の調達	17	第3章	第3節	第31条					備品リストに記載する項目は引渡し終了後に所有権が市に移転するもので、事業者の持ち込みは含まないという認識でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
10	事業契約書 (案)	工事中の中止	20	第3章	第5節	第35条	5				貴市にご負担を頂く、本件工事の施工が一時中断されたことに伴い生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
11	事業契約書 (案)	工事中の中止	20	第3章	第5節	第35条	5				貴市が負担する損害及び費用については、合理的な範囲金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
12	事業契約書 (案)	茨木市の請求による本件引渡予定日の変更	21	第3章	第5節	第38条	5				貴市にご負担を頂く、完工予定日の変更に伴い生ずる事業者の増加費用及び損害にかかる費用には、合理的な金融費用(ブレイクファンディングコストを含む。)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
13	事業契約書 (案)	茨木市の任意による契約解除	35	第8章	第7節	第76条					市による一方的な中途解約を認めますと、事業者が予想外の不利益を被る可能性がございますので、「180日未満の場合は合理的な範囲で市は事業者に対して損害を賠償すること」と記載いただけますでしょうか。	第76条により契約解除する場合は、同条2項に基づき、第73条(市の債務不履行による契約解除)に準じ、第82条第6項、第83条6項、第84条第8項等に基づき、市は事業者の増加費用及び損害を負担することを規定しています。
14	事業契約書 (案)	開業準備期間開始前の解除	39	第9章	第2節	第82条	1				貴市よりお支払いを頂く各施設の出来形部分については、①貴市のご確認を頂いた設計図書、②また、当該出来形を形成する上で必要となった合理的なSPC経費(SPC設立費用、金融費用等)も含まれる理解にて宜しいでしょうか。	①は含みます。 ②は含みません。
15	事業契約書 (案)	開業準備期間開始前の解除	39	第9章	第2節	第82条	6				貴市にご負担頂く、開業準備期間開始前の貴市の責めに帰すべき事由による解除に伴い、生ずる事業者の増加費用及び損害には、ブレイクファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。

No	資料名等	項目	該当箇所							質問	回答
			頁	章	節	条	1	(1)			
16	事業契約書 (案)	開業準備期間中の解除	40	第9章	第2節	第83条	6			貴市にご負担頂く、開業準備期間中の貴市の責めに帰すべき事由による解除に伴い、生ずる事業者の増加費用及び損害には、ブレイクファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
17	事業契約書 (案)	維持管理・運営期間開始後の解除	40	第9章	第2節	第84条	8			貴市にご負担頂く、維持管理・運営期間開始後の貴市の責めに帰すべき事由による解除に伴い、生ずる事業者の増加費用及び損害には、ブレイクファンディングコストも含まれる理解にて宜しいでしょうか。	No.5の回答をご参照ください。
18	事業契約書 (案)	別紙1 保険	51				2	(1)		開業準備期間中及び維持管理・運営期間中の第三者賠償責任保険についてですが、運営企業として加入している保険内容が被保険者に茨木市と記載が無くても、特約を付ける等で、別紙1の記載内容に対応できる要件を満たせば、それを代替しての対応も可能でしょうか。	具体的な保険の条件を確認の上判断します。
19	事業契約書 (案)	別紙2 サービス対価の算出方法及びサービス対価の支払方法	53							念の為の確認ですが、サービス対価B(割賦払い)にかかる消費税相当額については、施設引渡年度のサービス対価A(一括払い)の支払いに合わせて、一括でお支払い頂ける理解にて宜しいでしょうか。2018年度の税制改正において、長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されており、設計・建設に係る対価(サービス対価B)は、支払われる都度ではなく、将来に受け取る割賦払い部分を含めた割賦元本全額が施設引渡年度にて売上として認識されます。そのため、割賦元本全額に対して受取消費税が課税され、事業者には過大な資金負担が発生してしまいますし、現状の規定では、割賦元本には消費税が含まれないように見受けられるため、金利変動リスクを排除できず、当該消費税納付分に係る金融機関等からの資金調達も困難となっています。	ご理解のとおりです。
20	事業契約書 (案)	別紙2 サービス対価の算出方法及びサービス対価の支払方法	53							表中、「その他費用」にて「上記に関わる建中金利」とありますが、「上記」とは「設計・建設費」すべてのことでしょうか。	工事費に係る建中金利です。設計費に係るものは含みません。
21	事業契約書 (案)	別紙2 サービス対価の算出方法及びサービス対価の支払方法	53							53ページの別紙2ではサービス対価Bの支払い時期が2039年7月までとなっています。一方、75ページから始まる「サービス対価各回支払内訳」では2039年8月に59回目、同年9月に60回目となっています。齟齬が生じていませんか。	原案のとおり、サービス対価Bは、令和21年7月の1か月分を、令和21年9月に60回目として支払います。なお、令和7年2月のサービス対価Bの支払いは、施設引渡し後から令和6年12月末までに対する支払い分となります。

No	資料名等	項目	該当箇所						質問	回答	
			頁	章	節	条	1	(1)			
22	事業契約書 (案)	別紙2 サービス対価の 算出方法及び サービス対価の 支払方法	55				1	(3)		開業準備期間の業務に伴い発生した光熱水費は市側の負担との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
23	事業契約書 (案)	別紙2 サービス対価の 算出方法及び サービス対価の 支払方法 令和N年度の改 定方法	60	別 紙 2	3	(2)	ウ			サービス対価の改定計算及び通知は茨木市から頂けるという理解でよろしいでしょうか。	物価が下落しサービス対価を減額改定する場合は、市から通知します。その他の場合は、市から通知をしません。
24	事業契約書 (案)	別紙3 モニタリング・ サービス対価の 減額	63				1			モニタリングの方法について、維持管理運営のモニタリング方法の記載はありますが、施設整備に関するものはありません。提案書にて施設整備のモニタリングの項目がありますが、モニタリング方法や対象、提出書については事業者提案ということでしょうか。	施設整備に係る事業者のセルフモニタリングは、事業者提案とします。市は、事業契約書(案)第34条に規定する確認等を行います。
25	事業契約書 (案)	別紙3 モニタリング・ サービス対価の 減額 減額の対象とな る事態	65		4	(1)				表「減額の対象となる事態」の内、「レベル2」に例示されている「衛生管理の不備」の具体的な事例をお示しください。	レベル1に分類される同一の事態が繰り返し発生するようなケースが該当します。
26	事業契約書 (案)	様式1 土地使用 賃借契約	69							土地使用賃借契約について、本事業において土地使用賃借契約を締結しなければならない理由がございましたらご教示ください。	駐車場や資材置き場等での使用の必要がある場合を想定していますが、事業者において使用の必要がない場合には締結しないものとします。
27	事業契約書 (案)	別紙 サービス対価各 回支払内訳	75							実施方針質問回答No2のとおり、「割賦払い分の消費税相当額については施設引渡年度に一括で支払います。令和5年度末支払い分については、消費税相当額を含め支払います。」について、支払い表に反映をお願いします。	消費税相当額を含めて支払うことを明記します。
28	事業契約書 (案)	別表 サービス対価各 回支払内訳	75							平成30年度の税制改正における長期割賦販売等に係る延払基準の廃止により、施設引渡年度にて売上高を一括計上する必要があり、それに伴いSPCとして消費税を一括で支払う負担が生じます。割賦元本に係る消費税相当額については、施設引渡時に一括払いとしていただくか、分割払いとする場合は、金利変動リスクを排除できるよう割賦元本に消費税を含めていただけないでしょうか。	割賦払いに対する消費税は、施設引渡時の一括払いに合わせて支払います。
29	事業契約書 (案)	別表 サービス対価各 回支払内訳 サービス対価A の支払予定時期	75							75ページの別紙でサービス対価Aの2回めの支払時期について、1と2の場合があるように書かれています。2025年1月に供用開始となっている本施設で、2の「2025年1月以降に本施設が引き渡される場合」というのは、どのような状況を想定しているのでしょうか。	施設の引き渡しが遅れる不測の事態を想定しています。